

相続税額の加算金額の計算書付表

被相続人

第4表の付表 (平成31年1月分以降用)

1 措置法第70条の2の2(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第10項第2号に規定する管理残額がある場合

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族(代襲して相続人となった直系卑属を含みます。)及び配偶者以外の人がいる場合において、それらの人のうちで、租税特別措置法第70条の2の2(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第10項第2号に規定する管理残額で被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされたものがある人が記入します。

(注)一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名 (相続や遺贈により取得した財産のうちに相続や遺贈により取得したものとみなされる租税特別措置法第70条の2の2第10項第2号に規定する管理残額がある人に限ります。)				
各人の税額控除前の相続税額 (第1表の⑨又は第1表の⑩の金額)	①	円	円	円
被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額	②	円	円	円
被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入された財産の価額 (第1表①+第1表②)	③			
債務及び葬式費用の金額 (第1表の③)	④			
③-④ (赤字のときは0)	⑤			
被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、相続の開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入された財産の価額 (第1表の⑤)	⑥			
加算の対象とならない相続税額 ①× $\frac{②}{⑤+⑥}$ (①を超える場合には、①を上限とします。)	⑦	円	円	円

(注) 各人の⑦欄の金額を第4表のその人の⑤欄に転記します。

2 措置法第70条の2の3(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第10項第2号に規定する管理残額がある場合

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族(代襲して相続人となった直系卑属を含みます。)及び配偶者以外の人がいる場合において、それらの人のうちで、租税特別措置法第70条の2の3(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第10項第2号に規定する管理残額で被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされたものがある人が記入します。

(注)一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名 (相続や遺贈により取得した財産のうちに相続や遺贈により取得したものとみなされる租税特別措置法第70条の2の3第10項第2号に規定する管理残額がある人に限ります。)				
各人の税額控除前の相続税額 (第1表の⑨又は第1表の⑩の金額)	⑧	円	円	円
被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額	⑨	円	円	円
被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入された財産の価額 (第1表①+第1表②)	⑩			
債務及び葬式費用の金額 (第1表の③)	⑪			
⑩-⑪ (赤字のときは0)	⑫			
被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、相続の開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入された財産の価額 (第1表の⑤)	⑬			
加算の対象とならない相続税額 ⑧× $\frac{⑨}{⑫+⑬}$ (⑧を超える場合には、⑧を上限とします。)	⑭	円	円	円

(注) 各人の⑭欄の金額を第4表のその人の⑥欄に転記します。